

議案第2号

幸手市個人情報保護条例の一部を改正する条例

幸手市個人情報保護条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改める。

第36条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第42条第2項第1号中「第52条第1項」を「第52条（第2号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第42条第2項第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。